平成23年度(第4回)

串本町農業委員会定例会会議録

平成23年7月4日(月)

第4回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成23年7月4日(月)午後1時30分~

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招集者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議事

第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

第20号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

その他

出席委員

 1番
 赤埴満夫
 2番
 岩谷吉啓
 3番
 岡田嘉治
 4番
 尾鷲壽夫

 5番
 垣本
 保
 6番
 清野房松
 7番
 小山松壽
 8番
 小山喜行

 9番
 坂田莞爾
 10番
 阪田洋好
 11番
 地當博已
 12番
 芝崎憲年

 13番
 杉本正幸
 14番
 鈴木利朗
 15番
 竹田敏明
 16番
 角
 是明

 17番
 中峰
 聖
 19番
 西
 豊
 20番
 東地寧司
 21番
 平崎茂樹

 22番
 中村省一

欠席者

18番 西多計司

出席した職員

堀口・西野・白野

議 長 皆さん、こんにちは。毎日蒸し暑い日が続いており、去年の猛暑を思い 出し、去年は非常に暑かったなと今朝から考えていました。皆さんにおか れましても、まだまだこれから暑くなりますので、体には十分注意してい ただきたいと思います。

(今月任期満了を迎える現委員会に3年間の御礼等を申し上げる)

(先日の有害駆除の誤射事故に関する話をする(注意喚起等))

ただいまから、第4回串本町農業委員会定例会を開催致します。本日欠席届の出ている委員はございません。1名お見えになっておりませんけれど、時間が来ましたので始めたいと思います。本日の会議の署名委員は、14番鈴木委員、15番竹田委員、よろしくお願いいたします。早速ですけれども、これから議案に入っていきます。議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

清野委員 6番、清野です。

議長6番、清野委員。

清野委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から申し上げました趣旨説明並びに現地調査報告についての質疑等ありましたら伺います。 質疑ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので質疑を打ち切ります。お諮りをいたしま す。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります。

議案第20号、農地法第2条の農地でない旨の証明願いについてを議題と 致します。事務局、趣旨説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

竹田委員 15番、竹田です。

議 長 15番、竹田委員。

竹田委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の提案趣旨説明 並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。質疑ございま せんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。お諮りをいたします。本案は原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は原案どおり承認可決されました。それ では次にまいります。議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請 についてを議案といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議長それでは、現地調査報告をお願いします。

中峰委員 17番、中峰です。

議 長 17番、中峰委員。

中峰委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、事務局の趣旨説明並びに現地調査 報告に対する質疑等ありましたら伺います。質疑ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。 本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次へまいります。 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といた します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

中村委員 22番、中村です。

議 長 22番、中村委員。

中村委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、ただいまの議案について、事務局 の提案趣旨の説明並び現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。 ございませんか。

坂田委員 9番。

議 長 9番、坂田委員。

坂田委員 Aさんの職業は○○ですね。本当に耕作してくれるのか、そこらのとこ

ろ。そして、小作権の問題もどう解釈したらいいのか、もうちょっと詰めて 説明してほしいなと思います。どちらを優先するのか、小作権と実際に誰が 耕作するのか。お願いします。

議 長 事務局、答弁お願いします。

事 務 局

この360番の農地についてなんですけど、中村委員の言われたとおり、 12月にBさんが利用権の設定をして、もう1つの農地を3条で取得して います。まず、Aさんが農地を耕作することは大丈夫かという件ですけど も、まず、奥さんが今農地を耕作していて、Aさんも合間に耕作している ということです。これだけの農地を取得して耕作するという申請ですので、 特に書類の方は問題ないとう状況です。Bさんが360番を利用権設定し ていることについて、事務局としても当初ひっかかりましたので、これに ついて話をしたのですが、利用権の設定をしている事については、使用貸 借の契約になっていて、賃貸借という事ではないんです。農地を無料で使 わしてくださいよという契約になりますので、農地の持主が転売するとい う事に関して対抗する権利はないという法律上の言い方になりそうです。 だから、借りて契約して作っていても、土地の持主が転売すると言われた 時は、それを受けざるを得んという事になってきます。「農地の法律がよ くわかる百問百答」という事例を用いた本に、農地を借りて耕作してきた ところ貸主がこの農地を売りに出す旨の話を聞きました。売るときは、借 受者の同意が必要でしょうか。また、所有者が代わっても耕作が続けられ ますか。という問いがあるんですけども、答えとして、農地法においては、 これまで所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供している農地等の所 有権を借りて耕作している者以外に移転しようとする場合には、借りて耕 作している者の同意がなければ農地法第3条の許可がなされていないこと になっていました。しかし、平成21年の農地法の改正により、この規定 が削除され、借りて耕作している者の同意が不要となりました。このよう な解釈になっています。このため、貸している者が農地の所有権を転売す る場合には、借りて耕作している者に対し同意を求めることなく所有権移 転ができるようになりましたが、貸借が賃貸借であれば、農地の引渡しを もってその後の所有権者に対して賃借権を主張できる。と、だから、農地 がAさんのものになるんですけど、賃貸借の契約をしてあれば、譲受人に 引き続き作らせてもらう話ができるんですけど、今回の場合はどうするこ ともできないというような状況です。ただ、この手続きをされている行政 書士さんの話では、またAさんに話をして引き続き使うんではなかろうか、

というような回答をいただいています。以上です。

議 長 何かご意見はございませんか。

なしの声。

議 長 ないようですので、質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案について原案とおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は原案どおり承認可決されました。以上 をもって本日の議案は全て終了いたしました。次にその他の方に入ります。 事務局、その他について何かございませんか。

事務局 皆さんの方へお配りしている2枚ものの資料を見てください。1枚目は報告になります。農業生産法人報告書の提出についてということで、串本町にある農事組合法人和深ファーム組合というところが決算を提出されました。1年に1度、農業生産法人としての報告書を農業委員会の方へ提出する義務があります。農地法第6条の第1項にあり、それについての報告が出されました。一応、その報告書の中身、法人の形態の要件、事業の要件、構成員の要件、役員の要件、4つ項目があるんですけど、その確認をいたしましたところ、要件を満たしたおりましたので、提出があったという報告をさせていただきます。

それと、標準処理期間の設定ということで、行政手続法第6条において、 行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努め ることとしています。農地法の第3条の許可について、標準処理の日数を これまで何日かかるか公表してなかったのですが、30日としてHPで公 表していきます。これには知事許可事案と農業委員会許可事案とあるんで すが、この4月までは知事の方が許可せなあかん事案というのは、町外の 人が串本町の農地を3条で取得する場合なんですけど、権限移譲でこの4 月1日から農業委員会の許可の事案となっていますので、ここを省こうと 思ったんですが、県の方で載せておいてくれという事なんで、この農業委 員会の許可事案と標準処理の期間を30日と同じに設定しております。

次に2枚目です。下限面積の設定についてということで、今現在串本町 農業委員会では10アールで設定しています。このことの設定について委 員会で今年度の下限面積について協議してほしいと思います。一応、この下限面積というのは、当時設定された形としては、新規就農を促進するというような事も含まれていると聞いています。こういう事由で10アールという設定がされているということになりますが、この場でまた協議してもらえたらと思います。以上です。

議 長 ただいまの事務局からの説明、報告についても質問ございますか。

坂田委員 9番。

議 長 9番、坂田委員。

坂田委員 下限面積10アールを、前回、四捨五入みたいな切上げもあかんのかという事で、絶対あかんという事やったんでね。今回からこれ毎年毎年せなあかんのやろうね。これを実測でするのか、それとも公簿面積でするのか、ちょっと聞かせてほしいな。公簿面積で狭い所でも実測でしたら広い所もあるやろうし、そこらのところが曖昧やと思うんで、ちょっとはっきりさせてほしいなと思います。

事 務 局 この10アールというのは、公簿上の面積で取扱いしていただきたい思 います。

議 長 よろしいですか。

坂田委員 はい。

議 長 他にありませんか。

竹田委員はい。

議 長 15番、竹田委員。

竹田委員 この下限面積ですけども、これは市町村によって違うわけですか。10 アールっていうたら、一番少ない方なんでしょうか。そこら当たりが分からないんですが。 議 長 事務局。

事 務 局 10アールは最低面積です。40アールという所も県内にはあります。 ただ、紀南地方については、ほとんどが10アールで農業委員会を運営 しています。また市町村別等の下限面積の資料を次回の農業委員会の時 にでも示させてもらいたいと思います。

議 長 事務局から説明しました下限面積の設定について、これでいいのかど うか皆さんに返事をいただきたいと思います。

異議なしの声。

議 長 異議なしと認めます。ありがとうございました。それでは次に、私の方から皆さんにお配りさせてもらった会長の諸報告という資料ですが、12項目ありますが、これの他に、全国大会、県の農業委員会の総会を欠席しましたし、JAの主催で行う農林水産まつりも私の都合で欠席しました。本来ならば出席しなければならないのに出席しておりません。一応付け加えておきます。このことについて何か質問はありますか。ないようですので、他に皆さんから何かございませんか。

議 長 ないようですので、事務局長の方から一言よろしくお願いします。

事務局長 (今月任期満了を迎える現任委員に3年間の御礼を申し上げ、選挙の告示 に関する連絡等をする)

> (先日の有害駆除の誤射事故に関し、猟友会の近況や今後の取組み等を 報告する)

議 長 何かございませんか。なければこれをもって閉会します。3年間本当 にありがとうございました。

14時10分 定例会終了。

会 長

署名委員

署名委員